野仙壽院、栗本瑞見方迄相願拜領可仕候、最勤候者は、於御城仙壽院瑞見江申達候樣可仕候、

但いまだ病瘡不致子供大勢有之、餘慶にも拜領致度者は、子供何人と申義、兩人方江申達可相願候、

右之趣、向々江可被達置候、

正月

〔淡明院殿御實紀附錄三〕すべて御側ちかく給事する人々、病にて家にこもりたる時は、いく度も侍醫をつかはされ、病をとはせ玉ふ、御次の間に候する小納戸、もし、せき、くさめなどすれば、かならず體中和せる所ありや、氣分よろしからずやなど委しく御尋あり、いさゝかも常ならぬこゝちなりなど申上れば、御藥など賜はりしかば、あまりに御心にかけ玉ふことの恐れおほければとて、後々は相たがひにかたりあはせて、せきくさめもなるべきほどは、聲を低し、聞えざるやうにせしといへり、

採藥

〔日本書紀二十推古二〕十九年五月五日、藥獵於兎田野、取鷄鳴時集于藤原池上、以會明乃往之、粟田細目臣爲前部領、額田部比羅夫連爲後部領、

〔萬葉集十六〕乞食者詠二首

伊刀古、名兄乃君、居居而、物爾伊行跡、波韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多多、彌爾刺、八重疊、平群乃山爾、四月與、五月間爾、藥獵、仕流時爾、足引乃、此片山爾、二立、伊智比何本爾、梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆佐彌、宍待跡、吾居時爾、佐男鹿乃、來立來嘆、久頓爾、吾可死、王爾、吾仕牟、〇略中

右歌一首、爲鹿述痛作之也、

〔萬葉集略解十六〕推古紀十九年五月五日、兎田野に藥獵し給ふよしあれど、此歌によれば、其日に限らざるべし、